

大田市新しい生活様式対応商品製造等支援事業

募集要項

○応募期間 令和2年10月16日（金）

～ 令和2年11月20日（金）

○応募書類の提出先 大田市産業振興部

産業企画課産業支援係

〒694-0064

大田市大田町大田口1111

T E L 0854-83-8075

F A X 0854-82-9150

M A I L o-syukou@city.ohda.lg.jp

○応募書類の提出方法 原則郵送（持参による提出も可）

※応募書類は、大田市ホームページよりダウンロードできます。

1、目的

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、新しい生活様式への適合が求められており、今後、衛生対策関連商品等には多くの需要が見込まれます。

市内中小企業者の取り組み、感染症対策関連商品及び新しい生活様式への適合を踏まえた商品製造に係る設備導入を支援することで、販路拡大・外貨の獲得に結びつけることを目的とするものです。

2、応募資格

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であること
- (2) 大田市内に本店又は主たる事業所を有し、大田市内で事業を実施すること
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (4) 国や地方公共団体のほかの補助事業の対象となっている事業でないこと

3、補助対象事業

新型コロナウイルス感染症に関連して、販路拡大・外貨の獲得に向けて実施する、次の①～②に掲げる事業実施に、直接必要な下表に掲げる経費が補助対象となります。

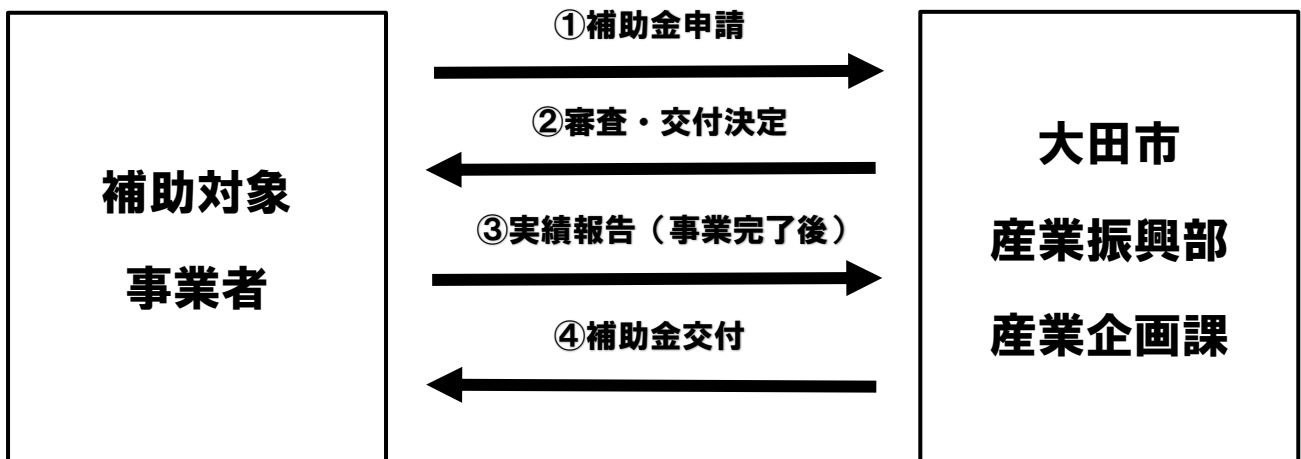
- ①感染症拡大防止に係る、衛生対策関連商品の製造に結びつく事業
- ②新しい生活様式への適合を踏まえた、新規需要の獲得に結びつく事業

経費区分	内容
機械装置等導入費	機械装置、工具・器具・備品等の導入に要する経費 ※ハード事業のみ対象

4、補助率及び補助額

- ・補助率 補助対象経費の3分の2以内
- ・補助額 20万円（下限）～200万円（上限）

5、事業の流れ



6、申請手続き等

(1) 提出書類

以下の①～④に掲げる書類を、12の提出先まで郵送にて提出してください。

①補助金交付申請書

②事業計画書

③事業内容のわかる書類（見積書等）

④直近の確定申告書及び決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し

※確定申告書の写しには①税務署の收受日付印のあるもの②e-TAXの受信通知③確定申告書の上部に「電子申告の日付」と「受付番号」の記載のあるもののいずれかの添付をお願いします。

※上記の書類のほかに、必要に応じて追加資料等の提出をお願いする場合があります。

(2) 提出部数 1部

- ・書類は、原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所クリップ止めしてください。
- ・提出書類に不備等がある場合は、審査の対象となりません
- ・ご提出いただいた書類は、原則返却しません。

7、審査

(1) 事業の採択は、提出された事業計画書等をもとに、書面審査により決定します。

(2) 事業内容について、ヒアリングを実施する場合があります。

(3) 審査の視点

項目	説明	配点
市場性	新しい生活様式に沿った需要の高まりを見据えた取り組みか	20点
顧客ニーズ	ターゲットが明確な事業か 感染症の影響を踏まえた適切な取り組み内容となっているか	20点
収益性	一定の収益を確保し、販路拡大・外貨の獲得が見込める事業か	20点
商品の特徴	製造する商品が特徴的なものか	20点
実現可能性	事業内容は具体的で、実現可能性が高い内容となっているか	20点
合計		100点

※得点が60点未満の場合、審査の対象外となります。

予算の範囲内で、上位5社程度採択します。

8、審査結果

審査結果（採択・不採択）は、結果確定後、速やかに文章にて通知します。

9、受付期間

10月16日（金） ～ 11月20日（金） 17時必着

10、その他

- (1) 事業の完了した日から30日を経過した日又は令和3年3月19日（金）のいずれか早い日までに、実績報告をしなければなりません。
- (2) 市補助金に係る収入および支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 事業実施後、成果等に関して調査を行う場合がありますので、市の調査に応じていただくことが採択の条件になります。
- (4) 交付決定から5年未満で補助事業を廃止した場合は、補助金の返還を求める場合があります。
- (5) この補助金の対象経費と重複して、国や地方公共団体等の補助金の交付を受けることはできません。

11、留意事項

- (1) 提出された申請書は返却しません。
- (2) 採択した事業については、その概要について必要最小限の範囲でホームページ等にて公表する場合があります。
- (3) 申請内容に虚偽がある場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- (4) 1事業者あたり1件のみ応募が可能です。

12、問い合わせ、書類提出先

大田市役所産業振興部産業企画課

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111

TEL 0854-83-8075

FAX 0854-82-9150

メール o-syoukou@city.ohda.lg.jp

※申請書類作成等にあたり疑問点等がある場合は、上記の問い合わせ先までご相談ください。申請の様式は、大田市ホームページよりダウンロードできます。